

規制に係る事前評価書（要旨）

【 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律 】

規制の内容	特定第二種国内希少野生動植物種制度の新設	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課	電話番号：03-5521-8674 E-mail：shizen_yasei@env.go.jp
評価実施時期	平成29年2月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 目的 里地里山等の二次的自然に多く生息及び生育している絶滅危惧種の保全を行うこと。</p> <p>(2) 内容 国内希少野生動植物種のうち、主要な生息・生育地が消滅又は環境悪化しつつあるが、個体の数が著しく少ないものでなく、かつ、繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないものを「特定第二種国内希少野生動植物種」と定めることとし、販売又は頒布以外の目的での捕獲等及び販売若しくは購入又は頒布以外の目的での譲渡し等については、規制を適用しないこととする。</p> <p>(3) 必要性 ・我が国では、多くの絶滅危惧種が里地里山等の二次的自然に依存しているが、人口減少、社会構造の変化等に伴い、自然に対する働きかけが縮小する中で、生息・生育状況が悪化した種が増加しており、国内希少野生動植物種の指定を推進し、各種の保全対策を進めることが必要となっている。 ・ただし、昆虫類や淡水魚類等の一部の種については、指定に伴い捕獲等及び譲渡し等を一律に規制することによって必要以上に当該種と人間との関わり方の実態との乖離が生じるおそれがあり、また、学術研究や繁殖、環境教育、保全活動等の推進に支障を及ぼすおそれもあるため、現行の規制をそのまま適用することには問題もある。また、これらの種は多産であることが多く、生息・生育地の環境改善に伴い速やかに個体数の回復が見込めるため、その種の保全のためには生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効であり、個体の捕獲等及び譲渡し等を規制することは必ずしも重要でない。 ・そのため、これらの種については、学術研究や繁殖、環境教育、保全活動等を目的とした少数の個体の捕獲等及び譲渡し等については規制を緩和することにより、規制の適正化を図る必要がある。ただし、これらの種の一部については、高額取引等を背景とした販売業者等の大量捕獲等により、種の存続に支障を来していることから、大量捕獲等については規制する必要がある。 ・このため、本制度を創設する必要がある。</p>	
	関連条項	第4条第6項、第9条第2号及び第12条第1項第3号
想定される代替案	個体の捕獲等及び譲渡し等の規制を一切伴わず、生息地等保護区の指定及び保護増殖事業の実施のみが可能となる種指定制度を創設する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	特に発生しない。	特に発生しない。
(行政費用)	国内希少野生動植物種の指定と同様、当該種の生息状況の調査、検討会の実施等の指定に係る事務コストが発生するほか、販売又は頒布をする目的による捕獲等及び販売若しくは購入又は頒布をする目的の譲渡し等が行われていないかどうかを監視するための事務コストが発生する。	国内希少野生動植物種の指定と同様、当該種の生息状況の調査、検討会の実施等の指定に係る事務コストが発生。
(その他の社会的費用)	特に発生しない。	特に発生しない。

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>里地里山等の二次的自然に多く生息及び生育している絶滅危惧種のうち、これまで学術研究や環境教育等への影響から国内希少野生動植物種として指定を行うことができなかった種について、特定第二種国内希少野生動植物種に指定ができるようになる。これにより、大量捕獲等につながる可能性のある商業目的の捕獲等及び譲渡し等を規制するとともに、生息地等保護区の指定による生息地等の保全や、保護増殖事業の実施を行うことができるようになり、当該種の適切な保全を図ることが可能となる。</p>	<p>生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施が行われれば、種の保全に対する効果が一定程度見込まれると考えられる。一方で、指定種全について生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施をすることができるわけではないことに加え、事業者等による当該指定に係る種の個体の大量捕獲等を抑止することができないため、種の保全を十分に図ることができない。また、当該種の保全活動をしている者のそばで事業者等により大量に個体が捕獲等されることを許容することになるため、保全活動家による活動意欲の減退を招く可能性がある。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>今回の改正案と代替案を比較した場合、遵守費用についてはいずれも発生せず、また、行政費用については、監視コストが発生する点で改正案の方が大きいと考えられる。一方で、事業者等による種の個体数に大きな影響を与え得る大量捕獲等を抑止するとともに、保全活動家による保全活動意欲の減退を招くおそれがないという観点から、代替案①に比して改正案による費用対便益は大きいと考えられる。 以上のことから、改正案は、妥当なものであると言える。</p>	
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について 答申」（中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会平成29年1月30日）において、「二次的自然を中心に生息・生育する種の保存を適切に進めるため、種の保存に対する影響が比較的小さい、調査・研究や環境教育等を目的とした、少数の捕獲又は一時的な捕獲等については、規制を適用せずに、商業目的での捕獲等のみを抑制することができる制度改正等を検討する必要がある。二次的自然を中心に分布する種については、新たな制度で指定することにより、保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定による生息・生育地の適切な維持・管理、多様な主体による調査・研究、環境教育等がより一層進展することが期待される。」とされ、商業目的での捕獲等を抑制するとともに、保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定を可能とする新たな種指定制度の創設が必要とされた。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>この法律の施行日以後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>備 考</p>		

規制に係る事前評価書（要旨）

【 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律 】

規制の内容	希少野生動植物種の違法な捕獲等又は譲渡し等をした者に対する譲渡し等措置命令の新設等	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課	電話番号：03-5521-8674 E-mail：shizen_yasei@env.go.jp
評価実施時期	平成29年2月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 目的 違法に捕獲等がされた国内希少野生動植物種等及び違法に譲渡し等がされた希少野生動植物種の個体の適切な保護を図ること。</p> <p>(2) 内容 ・環境大臣は、違法に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をした者に対し、国内希少野生動植物種の保存のために必要な限度において、当該違反に係る国内希少野生動植物を環境大臣又は環境大臣が指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。 ・また、環境大臣は、違法に希少野生動植物種の個体等の譲受け若しくは引取りをした者に対し、希少野生動植物種の保存のために必要な限度において、当該違反に係る希少野生動植物種を環境大臣又は環境大臣が指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。 ・環境大臣は、上記の命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができることとする。</p> <p>(3) 必要性 ・現行法においては、環境大臣は、許可を受けて国内希少野生動植物種等の捕獲等を行った者が当該個体を適当な飼養栽培施設に收容することその他環境省令で定める方法により適切に取り扱わなかった場合等及び許可を受けて希少野生動植物種の譲渡し又は引渡しを行った者が当該個体を適当な飼養栽培施設に收容することその他環境省令で定める方法により適切に取り扱わなかった場合等には、その者に対して、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 ・この点、無許可の者による国内希少野生動植物種等の捕獲等及び希少野生動植物種の譲渡し等を行った者については何らの措置命令規定も設けられていないため、罰則が適用されたとしても違反者が引き続き当該違法捕獲等又は違法譲渡し等に係る個体を保持することが可能であるところ、当該個体については、その個体自体の希少性が高いため、その保護のために必要に応じて環境大臣等に譲り渡す、又は解放する必要がある。 ・このため、本制度を創設する必要がある。</p>	
	関連条項	第11条第1項及び第2項並びに第14条第1項及び第2項
想定される代替案	違法に国内希少野生動植物種等の生きている捕獲等をした者又は違法に希少野生動植物種の個体等の譲受け若しくは引取りをした者に対し、当該違反に係る個体等を環境大臣又は環境大臣が指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことについて、行政指導により対応を促すこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	措置命令を受けた者は、当該違法捕獲等又は違法譲渡し等に係る個体について、環境大臣又は環境大臣が指定する者に譲り渡すこと等の負担を負うこととなる。また、命令対象者が自ら措置を行わない場合は、環境大臣が当該措置を代執行した上で、当該代執行に要した費用は措置命令を受けた者が負担することとなる。	強制力のない行政指導であり、当該行政指導内容に従う場合には、そのための負担が発生する。
(行政費用)	措置内容の検討及び違法捕獲等又は譲渡し等をした者に対する	強制力のない行政指導であるため、当該行政指導を受けた者が従わ

	る命令・監督に係る事務コストが発生する。	い場合は幾度も行政指導を行わざるを得なくなることが見込まれ、事務コストが増大する。
(その他の社会的費用)	特に発生しない。	特に発生しない。
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> 違法捕獲等又は違法譲渡し等に係る個体について、適切に保護を図ることが可能となる。	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> 行政指導を受けた者が当該指導内容に従った場合には、違法な捕獲等又は譲渡し等に係る個体について、保全を図ることができる。ただし、費用負担を避けるため、当該者が行政指導に従う場合は極めて限定的になると考えられ、当該種の保護に係る効果は低いと見込まれる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正案と代替案を比較した場合、遵守費用については、措置命令又は行政指導の対象者が譲渡し等の措置を講ずる場合はいずれも同等の費用がかかるが、行政費用については、行政指導に対し従わない者に対し幾度も行政指導を行う必要性が生ずる代替案の方が大きいと考えられる。また、便益については、代替案の場合は譲渡し等の措置が講じられる可能性が低いと考えられる一方で、改正案の場合は罰則により措置命令内容が遵守されることを担保することができるため、改正案の方が大きいと見込まれる。以上のことから、今回の改正案は、妥当なものであると言える。	
有識者の見解その他の関連事項	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について 答申」(中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会平成29年1月30日)において、「種の保存法では、捕獲等許可者及び譲渡し等許可者に対する措置命令が規定されており、必要に応じて、飼養栽培施設の改善等の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。しかしながら、違法な捕獲等及び譲渡し等については、罰則が設けられているものの、措置命令は規定されていない。希少野生動植物種の個体は、それ自体が希少なものであるため、違法な捕獲等及び譲渡し等がされた個体についても、当該個体を野生に復帰させる又は生息域外保全に活用することが想定される。そのため、違法な捕獲等及び譲渡し等に対する措置命令を設けることも検討する必要がある。」とされ、違法な捕獲等及び譲渡し等を行った者に対する措置命令を設けることが必要とされた。	
レビューを行う時期又は条件	この法律の施行日以後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	
備 考		

規制に係る事前評価書（要旨）

【 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律 】

規制の内容	国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置及び登録の更新制の創設等	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課	電話番号：03-5521-8674 E-mail：shizen_yasei@env.go.jp
評価実施時期	平成29年2月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 目的 国際希少野生動植物種の個体等の登録の適法性を確保し、当該個体等の違法な譲渡し等を防止すること。</p> <p>(2) 内容 ・ 個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるものの個体等の登録を申請する場合にあっては、登録を受けようとする個体等に講じた個体識別措置を申請させることとする。また、登録を受けた個体等の占有者等は、個体識別措置を変更したときは、変更登録を受けなければならないこととする。また、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならないこととする。 ・ 登録のうち、定期的にその状態を確認する必要がある個体等として環境省令で定めるものに係るものは、5年を超えない範囲内において環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うこととし、当該有効期間が満了した場合には当該登録に係る登録票を環境大臣に返納しなければならないこととする。</p> <p>(3) 必要性 ・ 登録に係る国際希少野生動植物種のうち、特に生きている個体については、想定される登録票の返納数よりも実際の返納数が少ないため、失効した登録票を違法に入手した別の個体に流用している例が少なくないと考えられる。また、生きている個体が死亡し、占有しなくなった場合には、登録は失効するため登録票の返納が義務付けられているが、個々の登録個体の生死を把握することは困難であるため、現行法上は、登録票の不正な流用を見抜くことが困難である。 ・ そのため、個体等の登録に有効期間を設け更新制とし、一定の期間ごとに登録個体等の状態等を確認するとともに、個体識別措置を義務付けることにより、個体等と登録票との対応関係の管理を強化し、登録票の流用及び個体等の違法流通を防止する必要がある。 ・ このため、本措置を規定する必要がある。</p>	
	関連条項	第20条第2項第4号及び第7項、第20条の2第1項、第21条第6項並びに第22条第1項第4号
想定される代替案	全ての国際希少野生動植物種の個体等の登録について個体識別措置を義務付けるとともに、更新制を導入する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	環境省令で定める個体等については、個体識別措置及び定期的な更新が必要となり、そのための費用負担が発生する。	環境省令で定める種のみならず全ての国際希少野生動植物種の個体等について個体識別措置及び定期的な更新が必要となるため、そのための費用負担が発生する。
(行政費用)	個体等の登録の更新に係る事務コストが発生するが、個体識別措置の義務付けにより、登録票に記載された個体と登録の更新申請に係る個体が同一か否かが容易に判断できるため、審査に係る事務コストの増加幅は大きくはないと考えられる。	環境省令で定める種のみならず全ての国際希少野生動植物種の個体等について登録の更新に係る事務が必要となるため、事務コストが著しく増大する。
	特に発生しない。	登録の有効期間が切れる個体等が大量に発生することが見込まれるた

	(その他の社会的費用)		め、そうした個体等のうち、一部については登録の更新を行わずに違法に流通することが想定される。また、そうした違法流通の取締りのための事務コストも増大すると考えられる。
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>個体等の登録に有効期間を設け更新制とし、一定の期間ごとに登録個体等の状態等を確認するとともに個体識別措置を義務付けることにより、個体等と登録票との対応関係の管理を強化し、登録票の流用及び個体等の違法流通を防止する効果が見込まれる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>器官及び加工品については、既に登録済の器官及び加工品が消滅する事由がごく限られて（Ex. 紛失等）おり、登録済の器官及び加工品が消滅していない場合は、違法に入手した別の器官及び加工品に登録票を付け替えても、付替えの反射的效果として既に登録済みの器官及び加工品の合法的な譲渡し等ができなくなるため、登録票の付け替えによる違法流通が生じる可能性は低く、こうした器官等についてまで個体識別措置の義務付けや更新制を導入することによる違法流通抑止効果は低いと考えられる。また、生きている個体についても、個体識別措置を講ずる必要性の低い種（例えば、原産国で密猟・密輸等の問題が生じているとの情報がなく、かつ合法的に非常に多くの個体が輸入されている種）や、個体のサイズが小さい等個体識別措置を講ずることが技術的に困難な種については、個体識別措置を義務付けることによる違法流通の防止効果は低いと考えられる。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の改正案と代替案を比較した場合、便益については、両案とも違法流通の防止効果はほとんど同様と考えられるが、費用については、環境省令で対象を限定している改正案に比べ、代替案の場合は全ての個体等が対象となることから遵守費用・行政費用が著しく大きくなると考えられる。</p> <p>以上のことから、今回の改正案は、妥当なものであると言える。</p>		
有識者の見解その他の関連事項	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について 答申」（中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会平成29年1月30日）において、「登録票の返納義務違反の罰則は30万円以下の罰金と低い、国際希少野生動植物種はその希少性から高額で取引されているものが多い、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として、不正に利用した事件も発生している。このため、生きている個体に関する登録に有効期限を導入して未返納の登録票が無効となるよう措置し、流通管理をより強化することを検討する必要がある。」「個体識別の必要性が高く、技術的に対応可能な種を中心に、個体識別措置の導入を検討することが適当である。」とされ、一定の要件を満たす国際希少野生動植物種の個体等について、登録の更新制の導入及び個体識別措置の義務づけをする必要があるとされた。</p>		
レビューを行う時期又は条件	<p>この法律の施行日以後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>		
備 考			

規制に係る事前評価書（要旨）

【 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律 】

規制の内容	特別国際種事業者の登録制度の創設等、希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しに係る事業管理の強化	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課	電話番号：03-5521-8674 E-mail：shizen_yasei@env.go.jp
評価実施時期	平成29年2月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 目的 希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しに係る事業の管理を強化し、当該個体等の違法流通を防止すること。</p> <p>(2) 内容 ・ 特定器官等のうち特別特定器官等という区分を新たに設けた上で、特別国際種事業者の登録制度を創設し、当該登録を受けた者でなければ、特別特定器官等について、業務を伴う事業として譲渡し若しくは引渡し、又は販売若しくは頒布の目的で陳列若しくは広告してはならないこととする（特別国際種事業者の登録に関しては、登録の拒否及び取消し等の規定を設けるとともに、事業登録関係事務を行う事業登録機関を設ける）。また、特別国際種事業者については、現行法では任意に作成することが可能とされている管理票について、一定の要件を満たす特別特定器官等を入手した場合等には、作成を義務化することとする。 ・ 特定国内種事業者及び特定国際種事業者に対し届出に係る番号を通知及び公表するとともに、当該事業者が当該事業に係る個体等の陳列又は広告をする際には当該番号の表示を義務付ける。</p> <p>(3) 必要性 ・ 現行法では、特定器官等については、譲渡し等の規制を適用除外とする一方で、そのうちの一部について引渡し又は譲渡しの業務を伴う事業を行う場合には、あらかじめ特定国際種事業の届出等を義務付けている。この点、近年、とりわけ象牙については特定国際種事業者による法違反事例が確認されていることや、本来であれば特定器官等も他の国際希少野生動植物種の個体等同様に譲渡し等を規制すべきことに鑑みると、一層の事業者管理制度の強化が必要となっている。 ・ また、特別国際種事業及び特別国内種事業においては、無届出の事業者による違法な譲渡し又は引渡しが行われるおそれがあることを踏まえ、それらを防止するため、事業者自身が陳列又は広告の際に届出番号等を明らかにすることにより、当該者が適正に手続を実施している者であることを一般の購入者等が判別できるようにする必要がある。 ・ このため、本制度を創設する必要がある。</p>	
	関連条項	第12条第1項第4項及び第7項、第17条、第30条第3項及び第31条第3項並びに第33条の5～第33条の24等
想定される代替案	現行の届出制度・義務を維持した上で、従前通り、措置命令と行政指導により事業の管理を図る。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	特別国際種事業者の登録申請等、特定国内種事業又は特定国際種事業の届出に係る番号の表示義務等の負担が発生する。	現行法通り、措置命令の場合には、遵守した際には当該措置に係る負担を負うこととなり、一方で、遵守義務に違反した場合には罰則が課せられることとなる。
(行政費用)	特別国際種事業者の登録に係る事務及び監督、特定国内種事業又は特定国際種事業に係る届出番号の通知等の事務コストが発生する。なお、特別国際種事業者の登録については、事業登録機関の登録が行われた場合には、当該機関が事業登録関係事務を実施する（費用は事業登録の申請者から手数料として回収）ことになるため、事務コストは軽減される。	措置命令に従わず罰則が適用されたとしても引き続き事業を行うことは可能であるため、不適切な事業者を排除することができず監督のための事務コストが断続的に発生する。また、措置命令の対象とすることができない法違反については強制力のない行政指導において対応することとなるため、当該者が従わない場合には幾度も行政指導をする必要があり事務コストが増大する。

	(その他の社会的費用)	特に発生しない。	特に発生しない。
規制の便益		<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>特別国際種事業者の登録制度等を設けることにより特別特定器官等の譲渡し又は引渡しを行う事業者として不適切な者を排除することが可能となるとともに、特定国内種事業及び特定国際種事業の届出に係る番号の表示の義務付けにより当該陳列又は広告が適法な事業者により行われているかどうかを判別することが可能となるため、希少野生動植物種の個体等の違法流通の防止に効果があると見込まれる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>特定国際種事業者は、措置命令に従わず罰則が適用されたとしても引き続き事業を行うことは可能であり、かつ行政指導には強制力はないため、国際希少野生動植物種の個体等の違法流通について、十分に防止をすることができない。また、特定国内種事業及び特定国際種事業として適法に届出をした者が事業を行っているかどうかは購入者等からは判別ができないので、無届出者による違法な流通を抑止することができない。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)		<p>今回の改正案と代替案を比較した場合、費用については、代替案においては不適切な事業者の管理に係る事務コストが引き続き発生し続ける一方で、改正案においては、事業登録機関の登録が行われた場合には事務コストは一定程度軽減されるとともに、不適切な事業者が基本的には排除されるため、管理に係る事務コストが小さくなると見込まれる。また、便益については、代替案においては不適切な事業者が事業を行い続けることができる一方で、改正案においては不適切な事業者を排除することができるため違法流通の防止における効果は高いと見込まれる。</p> <p>以上のことから、今回の改正案は、妥当なものであると言える。</p>	
有識者の見解その他の関連事項		<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について 答申」（中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会平成29年1月30日）において、「主にインターネット等での広告・販売では、適正に手続を行っている事業者かどうかを購入者が容易に確認できないため、環境大臣等が事業者から届出を受理した際に届出番号を付与するとともに届出事業者一覧を公表し、事業者に対してはインターネット等での広告・販売の際に、届出番号等の表示を義務付けることも検討する必要がある。」「象牙等を扱う特定国際種事業については、未届の事業者や届出事業者による違反事例等が確認されているが、現在の制度では、事業者が法令に違反する行為を行った場合でも、罰則に従って罰金を支払う等すれば事業を継続することができる。また、近年、象牙取引に対する関心も高まっており、このような状況を踏まえ、象牙の国内取引のより適正な管理に向け、事業者管理制度等の強化を検討する必要がある。具体的には、象牙を対象とした特定国際種事業については、届出制を登録制とし、事業登録時の審査、事業登録の更新制及び事業登録の取消し手続の導入、罰則の強化、カットピース等の管理強化等を実施すること等が想定される。加えて、事業者が所有する全形を保持した象牙の状況把握に努めるとともに、全形を保持した象牙の登録審査のあり方についても検討する必要がある。」とされ、特定国内種事業及び特定国際種事業の届出に係る番号の表示の義務付け及び象牙事業者に係る登録制の創設が必要とされた。</p>	
レビューを行う時期又は条件		<p>この法律の施行日以後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	
備 考			

規制に係る事前評価書（要旨）

【 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律 】

規制の内容	保護増殖事業の実施に係る土地への立入り等に関する規定の新設	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課	電話番号：03-5521-8674 E-mail：shizen_yasei@env.go.jp
評価実施時期	平成29年2月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 目的 保護増殖事業の円滑な実施を図るために土地への立入り等を行うことができるようにすること。</p> <p>(2) 内容 ・環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人所有の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ又は土地（水底を含む。）の形質の軽微な変更をさせることができることとする。 ・上記の場合において、当該土地への立入り等は、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者の権利を制約するものであることから、あらかじめ、その土地若しくは水面の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えることとする。また、上記通知の相手方が知れないとき又はその所在が不分明なときは、官報への掲載等を行うことで相手方に通知をしたものとみなすことができることとする。 ・土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、土地への立入り等を拒み、又は妨げてはならないこととする。</p> <p>(3) 必要性 ・国内希少野生動植物種の個体は様々な土地に生息又は生育していることから、環境大臣等が保護増殖事業を実施するに当たっては、損失が生じた際には補償を行うことを前提とした上で、野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、他人所有の土地へ立ち入り、立木竹の伐採等を行うことが必要な場合がある。 ・また、保護増殖事業の実施に当たって、土地所有者の所在が把握できない場合等は立入りができず、保護増殖事業等の実施に支障が生じるケースが確認されていることから、今後、所有者の所在の把握が難しい土地がさらに増加することが見込まれる中で、そのような場所で円滑に保護増殖事業を行えるようにすることが求められる。 ・このため、本制度を創設する必要がある。</p>	
	関連条項	第48条の2及び第48条の3
想定される代替案	現行の制度を維持した上で、従前通り、同意を得た上での土地への立入り等を行う。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
	(遵守費用)	土地の所有者等は、環境大臣等の職員による土地への立入り等を許容するという負担を負うこととなるが、当該立入り等によって損失が発生した場合には、補償を受けることが可能。
(行政費用)	とりわけ、所有者不明のため同意が得られない土地等について	土地所有者等の同意の取得が難しい場合や、土地所有者等が不明の場合

	て、官報への掲載等を行うことにより立入り等が可能となるため、事務コストは従来より軽減する。なお、立入り等にあたり生じた損失についての補償のための費用が発生する。	合等については、土地所有者等の調査・説明等、大きな事務コストが発生する。
(その他の社会的費用)	特に発生しない。	特に発生しない。
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> 保護増殖事業の実施に当たり、従来、必要性が高いにも関わらず土地への立入り等ができなかった場合に対しても対応ができることになるため、国内希少野生動植物種の円滑な保全を図ることが可能となる。	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> 土地所有者等の同意が得られた場合にのみ立入り等を行うことができるが、同意が得られない場合や、土地所有者等が不明な場合については、立入り等を行うことができず、このため国内希少野生動植物種の個体の円滑な保全を図ることができない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正案と代替案を比較した場合、費用については、代替案においては土地所有者等の同意が得られない場合や土地所有者等が不明である場合等は大きな行政費用が発生する一方で、改正案においては、行政費用は小さく、かつ土地の所有者は補償を受けることが可能であるため遵守費用も小さいと考えられる。また、便益については、代替案においては土地への立入り等ができない可能性がある一方で、改正案においては立入り等を実施できることにより国内希少野生動植物種の個体の円滑な保全ができると考えられる。 以上のことから、今回の改正案は、妥当なものであると言える。	
有識者の見解その他の関連事項	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について 答申」(中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会平成29年1月30日)において、「近年、土地の所有者の所在が把握できないため、保護増殖事業の実施に支障が生じているケースが確認されている。今後、所有者の所在の把握が難しい土地が更に増加する中で、そうした場所での保護増殖事業の進め方を検討する必要がある。」とされ、土地所有者が不明な土地に対する立入り等を可能とする制度の創設が必要とされた。	
レビューを行う時期又は条件	この法律の施行日以後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	
備 考		

規制に係る事前評価書（要旨）

【 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律 】

規制の内容	希少種保全動植物園等の認定制度の創設
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 電話番号：03-5521-8674 E-mail：shizen_yasei@env.go.jp
評価実施時期	平成29年2月14日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 目的 動植物園等における希少野生動植物種の生息域外保全の取組を推進すること。</p> <p>(2) 内容 ・動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次の各号のいずれにも適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができることとする。 ①当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の目的が、第十三条第一項に規定する目的に適合すること。 ②当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。 ③当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。 ④③の計画が確実に実施されると見込まれること。 ⑤当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。 ・上記の認定については、更新を受けなければ失効することとするほか、環境大臣は認定を受けた者に対し報告徴収・立入り検査を行うことができることに加え、当該者が基準不適合となった場合等には当該認定を取消し又は適合命令をかけることができることとする。 ・また、認定を受けた者が計画に従って行う希少野生動植物種の譲渡し等については、譲渡し等の規制の規定等は、適用しないこととする。</p> <p>(3) 必要性 ・近年、野生動植物の生息・生育状況の悪化に伴い、国際的に生息域外保全の重要性がより高まるとともに、生息域外保全及び調査研究や環境教育・普及啓発の担い手としての動植物園等の役割がより一層重視されている。また、我が国においても、野生動植物の生息・生育状況の悪化に伴い、生息域外における積極的な保護増殖が必要な種の数は増大の一途をたどっているが、この生息域外保全を政府の力だけで実施していくことには限界があることから、既にトキやツシマヤマメコ等の生息域外保全に成功している動植物園等と協力し、また動植物園等の活動を後押ししていくことが必要である。 ・この点、動植物園等の間では希少野生動植物種の繁殖、飼養、栽培等のための個体の移動が頻繁に行われており、その際においても、現行法では毎回譲渡し等の許可手続等を求めているが、当該規制により、動植物園等が緊急を要する譲渡し等が必要な場合（例①：産まれたばかりの卵について設備のより整った別の施設に搬送する必要がある場合、例②：疾病に感染した植物を治療するため危険分散も兼ねて、設備と能力を有する別の施設に搬送する場合等）に円滑な譲渡し等ができず、当該種の保存に支障をきたす場合も生じているところである。 ・このため、本制度を創設する必要がある。</p>
	<p>関連条項 第48条の4～第48条の11</p>
想定される代替案	認定制度ではなく、動植物園等に関する業規制を行う登録制度（事業の登録要件、各種規定の遵守義務及び法違反の場合における事業停止命令等を規定）を設けて管理を行うとともに、当該登録を受けた動植物園等が実施する希少野生動植物種の譲渡し等について、規制の適用を除外することとする。

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	認定申請に係る事務コストは発生するものの、現行法における譲渡し等の規制の適用を除外する制度であるため個別の許可手続が不要となり、全体として事務コストが軽減される。	登録を受けない場合は事業を行うことができず、かつ登録に当たっては事務コストが発生する。
(行政費用)	認定に係る事務コストは発生するものの、現行法における譲渡し等の規制の適用を除外する制度であるため認定を受けた者による個別の譲渡し等に係る許可事務が不要となり、全体として事務コストが軽減される。	登録の実施及び監督のための事務コストが発生する。
(その他の社会的費用)	特に発生しない。	特に発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	認定を受けた動植物園等が、当該認定に係る希少野生動植物種の個体について、緊急を要する譲渡し等が必要な場合等に円滑な譲渡し等ができることにより、当該種の保存を適切に図ることができる。	認定を受けた動植物園等が、当該認定に係る希少野生動植物種の個体について、緊急を要する譲渡し等が必要な場合等に円滑な譲渡し等ができることにより、当該種の保存を適切に図ることができる。一方で、動植物園等を事業制とすることにより、事業登録を受けることができない小規模な動植物園等は廃業をする可能性もあり、動植物園等における生息域外保全の取組を衰退させる可能性がある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正案と代替案を比較した場合、希少野生動植物種の保全対策の推進という観点からは、便益については改正案の方が大きく、費用についても改正案の方が小さくなると考えられる。以上のことから、今回の改正案は、妥当なものと言える。	
有識者の見解その他の関連事項	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について 答申」（中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会平成29年1月30日）において、「生息域外保全等の取組を各動植物園等の自主努力に委ねるのではなく、動植物園等とより密接に連携し、取組を促進していくことが不可欠であり、適切な能力及び施設を有する動植物園等を認定する制度を創設し、積極的な連携を図るとともに、生息域外保全等に関する動植物園等の公的な機能の明確化と社会的な認知度の向上等を図ることが生息域外保全等の取組の推進に効果的である。希少野生動植物の飼養栽培に関する知見、飼養栽培の実績、飼養栽培に用いる施設、希少野生動植物種の種毎の飼養栽培に関する計画等を審査して動植物園等を認定することにより、希少野生動植物種の保全に取り組む動植物園等を種の保存法に位置付けることを検討すべきである。」「認定された動植物園等については、国内希少野生動植物種の生息域外保全や野生復帰、国際希少野生動植物種の繁殖と普及啓発等を行うことが想定される。動植物園等を認定する制度の創設にあたっては、これまで、個別に手続が必要であった動植物園等での繁殖等を目的とした希少野生動植物の譲渡し等の手続について、飼養栽培の計画が提出されたものについては緩和するとともに、不適切な行為に対する動植物園等への措置等についても検討すること等により、円滑に生息域外保全や繁殖に取り組むことができるようにすることが必要である。」とされ、希少野生動植物種の個体の生息域外保全の取組を実施する動植物園等を認定した上で、当該動植物園等については個別の譲渡し等の規制を緩和する制度の創設が必要とされた。	
レビューを行う時期又は条件	この法律の施行日以後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	
備 考		